

令和5年度 鹿児島県立枕崎高等学校いじめ防止基本方針

1 本校におけるいじめの問題への目標

本校は、生徒一人一人の個性・能力・進路に応じた指導と総合学科としての特色を生かした教育を推進し、平和的な国家及び社会の有為な形成者として、人権意識を持った人間性豊かな生徒の育成を目標としている。すなわち、本校における教育活動は総じて、いじめが起こらない学校作りに直結するものでなければならない。また、生徒一人一人が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「いじめは絶対に許されない」行為であるとの認識を全校生徒、保護者及び全職員が共有し、「いじめは、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」ことを念頭に置いて、未然防止、早期発見、及び早期解決に努める。

2 いじめ問題に対する基本姿勢

- (1) いじめは人として絶対に許されないという強い認識を持つ。
- (2) いじめはどの学校でも起こりうるという危機意識を持つ。
- (3) いじめられている生徒を最後まで守りぬくという強い信念を持つ。
- (4) いじめられた側ではなく、いじている側に課題があるというぶれない共通認識を持つ。

3 組織

- (1) 名称
生徒指導・いじめ防止対策委員会
- (2) 内容
ア 学校基本方針に基づく年間を通じた取り組み等の計画・立案・実施・検討
イ いじめの相談・通報の窓口
ウ 被害者及び加害者に対する対応の検討
- (3) 構成
校長、教頭、生徒指導主任、保健主任、各学年主任、生徒指導係、教育相談係、養護教諭、その他担任や部顧問など必要に応じた関係者及び外部専門家

4 学校の取り組み

- (1) 未然防止のために
いじめは人として絶対に許されないような学校風土を作る。
ア 基本的生活習慣の確立と規範意識の高揚
イ 就業体験やボランティア活動など体験的な活動を通して、社会観や倫理観の醸成と豊かな人間関係づくり
ウ 集会等における講話での啓発活動
エ 教職員の校内研修の充実
オ 生徒会を中心としたいじめ防止活動
- (2) 早期発見のために
いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われることを認識し、早い段階からいじめを積極的に認知する。
ア いじめのサインを見落とさないようにする。
イ 情報の共有化
ウ アンケートの実施
エ 個別面談の充実
オ 学習記録帳の活用
カ 教育相談体制の充実
- (3) 対応
いじめが発生した場合は、早急に対応し解決を図る。
ア 事実関係の調査
イ 生徒指導・いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応
ウ 被害生徒、加害生徒への適切なケアと指導
エ スクールカウンセラーの活用
オ 保護者への助言
カ 関係機関、専門機関との連携
キ 生徒全体への指導

5 P T Aとの連携

- (1) 家庭・地域社会との連携
 - ア 生徒，教職員の地域行事・ボランティア活動等への参加
 - イ 信頼される学校づくりのための委員会，学校関係者評価委員会との連携
- (2) P T A総会，学年P T A，学級P T A，地区P T A，P T A新聞を活用した啓発活動

6 外部機関との連携

連携が考えられる外部機関

- ・ 県教委 ・ 南薩教育事務所 ・ 市町村教委 ・ 出身中学校 ・ 警察 ・ 児童相談所
- ・ 市町村の福祉部局 ・ カウンセリング等の専門機関 ・ 医療機関 ・ 法務局 等

- (1) 高校入学前の情報収集（出身中学校との情報交換）
- (2) 研修会や講演会への参加や外部機関からの講師派遣や助言
- (3) 重大事態への対応への外部機関からの問題解決チームの派遣，助言

7 年間計画

月	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	・ いじめ問題を考える週間 ・ アンケート調査 ・ 三者面談	・ 職員会議(状況の共通理解) ・ いじめ問題統一LHR ・ アンケート調査実施 ・ 三者面談	・ アンケート調査まとめ ・ 三者面談まとめ
5月	・ 高校生活アンケート ・ 定期教育相談	・ 高校生活アンケート実施 ・ 定期教育相談	・ アンケート調査まとめ ・ 定期教育相談まとめ
6月	・ 文化祭 ・ 生徒総会		
7月	・ クラスマッチ	・ 職員会議(状況の共通理解)	
8月		・ 校内職員研修	
9月	・ いじめ問題を考える週間 ・ アンケート調査 ・ 情報モラルに関する指導 ・ Q U検査 ・ 定期教育相談	・ 職員会議(状況の共通理解) ・ いじめ問題統一LHR ・ アンケート調査実施 ・ 情報モラルに関する指導 ・ Q U検査実施 ・ 定期教育相談	・ アンケート調査まとめ ・ Q U検査分析 ・ 定期教育相談まとめ
10月	・ 読書週間		
11月	・ 高校生活アンケート ・ インターンシップ	・ 高校生活アンケート実施 ・ 授業公開ウィーク（他校種参観）	・ アンケート調査まとめ
12月	・ 修学旅行 ・ クラスマッチ	・ 職員会議(状況の共通理解)	
1月	・ 総合学科学習活動発表会	・ 校内職員研修	
2月	・ 高校生活アンケート	・ 高校生活アンケート実施 ・ 年間の総括（次年度に向けた取組確認）	・ アンケート調査まとめ
3月	・ 卒業式	・ 職員会議(状況の共通理解) ・ 中学校との連携	

8 いじめに対する措置

- (1) 初期対応
 - ア いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保し，組織的に対応する。
 - イ 生徒指導・いじめ防止対策委員会を中核とした職員で状況や対応の経緯等，客観的な事実確認を組織的に行う。把握した情報と今後の対応を検討・確認し実行する。
 - ウ 県教委に報告する。
- (2) 中・長期対応
 - ア 被害生徒のその保護者や加害生徒とその保護者へカウンセリング等の心のケアを行う。
 - イ 状況に応じて出席停止等の適切な運用等も含めた毅然とした組織的指導を行う。
 - ウ 学校だけでは対応困難な場合は，県教委の支援チームの活用を行い，解決に努める。